

Mさんの障害基礎年金受給を支援する会

「Mさんの障害基礎年金受給を支援する会」事務局

事務局ニュース

636-0131 奈良県生駒郡斑鳩町服部1丁目4-17

サンライズビル 205号 青木障害年金研究所

TEL:0745-75-6811 FAX:0742-90-1109

第12号 2016年2月1日(月)

Mail:kyuma-ao@lint.ne.jp

Mさんの障害基礎年金裁判(障害基礎年金不支給決定取消等請求事件) 第13回

1月18日(月)13時10分より、第13回目のMさんの裁判が大阪地方裁判所第1010号法廷で開かれました。裁判終了後、16人の傍聴者とともにプロボノセンターで報告会を開きました。今回の裁判は原告・被告ともに最終意見陳述書を提出し、これまでの裁判のまとめとしての弁論を行いました。長かった裁判も今回で結審し、判決の言い渡しは5月19日(木)に決定しました。

<青木佳史弁護士(Mさん代理人)の報告>

今回は、最終準備書面を原告・被告の双方が裁判所に提出して、これまでの裁判のまとめの弁論を行い、裁判が終了しました。判決の言い渡しは5月19日です。今日の法廷では裁判長が10月頃に交代したということもあり、原告が訴えたいことを再度口頭で5分程弁論させてもらいました。

初診日納付要件の法解釈を改め、Mさんの事情も考慮した判断を

この裁判は、もともとMさん個人の問題に留まらず、障害になるかどうかわからない初診日までに保険料の納付をしないと障害年金を受給できないのは不合理であり、Mさんと同様に受給できない人も多くいることから、制度自体の格差を改めてもらえるよう、国民年金法の解釈の判断を裁判所に求めた裁判です。そういう点で、Mさん個人の救済だけではない問題として、是非裁判所には考えて欲しいと陳述しました。

最終弁論では、Mさんに障害年金を支給しない誤りについて、裁判所には三つの点できちんと判断するよう述べました。一つ目は、そもそも国民年金の条文の文言は、初診日の前日までに保険料を納めなければ年金を支給しないというのではなく、初診日までの期間の保険料納付について規定しているだけで、実際に納付するのは障害認定日まででよいという趣旨であるという、法解釈の論点が一点。二つ目に、老齢年金は60歳以降に保険料を納めても年金が支給されるし、遺族年金は亡くなる日の前までに保険料を納付すれば間に合うのに、障害年金だけは障害認定日ではなく、障害があるかどうかをわからず初めて病院を受診した日の前日までに納めなければならないのは、明らかに差があり合理的でないというのが二点目。更には、老齢年金では60歳までに納付期間が足りない分も追納すれば年金が支給され、年金支給額が低い場合にも追納による額の変更が許されるのに、障害年金だけは障害認定後の納付が認められないばかりか、障害になる前であっても初診日を過ぎた納付は認められないという点で、明らかに他の年金との格差がありすぎ、これは障害のある人を不利益に扱う不合理な差別であって、憲法14条に違反すると主張しました。最後に、Mさんが保険料を初診日以降に納めたのはやむを得ない事情があり、特別事情を認めるべきだということについて言及しました。退職した日付で加入する年金に変更があるのを知らされずにいたことや、その後就職した会社が厚生年金加入逃れをしていたことなど、これらを全部本人のみの責任にするのは酷であり、初診日以前のこれらの特別事情を考慮して適正な判断して欲しいということです。

国の主張は、条文の文言解釈と不公平論の繰り返し

国の最終準備書面では、国民年金法第30条1項の文言を唯一の根拠とし、それを字句通り解釈すれば、

<次回Mさん裁判>
2016年5月19日(木)
13:10~判決言い渡し
大阪地裁806号法廷
終了後、プロボノセンター
にて報告会を開催予定。

初診日の前日までに保険料を納めなければ障害年金は支給できないという説明を繰り返し、年金が保険制度である以上、初診日以降に納めたものに給付すれば逆選択になり公平性を欠くという主張の一点張りです。原告が証拠提出した田中明彦意見書で、国の年金制度が私的保険と違い、国民の生活保障のために制度の見直しをしてきたことや、過去 10 年間障害認定日までの納付を認めていた事実を明らかにしたことに対して、わずかに触れるだけで理屈の通る反論をしていません。そして、M さんの特別事情については、当時の病気の状態もそれほど悪くなく、退職時や就職時の保険加入についても本人が注意を怠らなければ初診日以前の保険料納付は可能であったとして、M さんと M さん家族の責任論に終始しています。

5 月 19 日判決、裁判所に熟慮の判断を期待

これまで 13 回の長い裁判、M さんもほとんど毎回仕事のやりくりをして遠くから出てきて、傍聴の皆さんともお会いしていただきながら最後まで来ました。裁判所がいい結論を出すことを期待して 5 月 19 日の判決を迎えたいと思います。

M さんからのひとこと いつも忙しい中、たくさんの方に傍聴に来ていただいたこと、本当にありがとうございました。あとは判決を待つだけです、毎日不安でちょっと眠れなかったりもします。判決当日は仕事の予定なのですが、何とか来れるようにしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

< 質疑応答 > (内容をまとめて編集しています)

●M さん本当によく頑張られたと思います。制度の趣旨を正面から議論する裁判で、非常に画期的な裁判だったと思いますし、M さんは、この裁判によく立ち上がっていただいたなあと思います。国が控訴してくるのだらうと思いますが、引き続き傍聴に来たいと思います。

●これから障害年金をやろうと思っている社労士ですが、この訴訟の本質は障害年金の初診日要件の合理性を根本から問う、深い部分からの問題提起だと思えます。勝訴すれば画期的なことなので、今後是非傍聴します。

< 質問 > 初めて傍聴させていただきましたが、田中意見書というのは？

[青木社労士] 意見書を書いた田中明彦先生は、龍谷大学の社会学部地域福祉学科の教授です。意見書の内容を一言で言うと、国の年金制度というのは保険原理を修正したものであって、20 歳前障害の保険料無拠出の年金給付や保険料免除制度などのように、国民皆年金の制度をとっている以上は、なるべく国民に年金が行き渡るように設計している制度であるというのが田中意見書の趣旨です。

< 質問 > 判決までにかかなり時間がありますが、それまでに新たな進展の可能性は？また、勝訴の可能性は？

[青木弁護士] 裁判長が変わったので、まだ裁判所に準備が出来ていなくて時間がかかるのかもしれませんが、あとは判決を待つのみです。裁判所としては、M さんの事情を汲んで何とか例外的に救済できないかと尋問もしていましたが、制度について正面から判断するのはハードルが高くて、初診日までの保険料納付についての判断まで踏み切るかどうかわかりません。ただ、国がこちらの主張に対してきちんとした理由を説明していないので、こちらに有利な判決を書こうと思えば書きやすいとは思いますが、その辺も予測が付きません。

< 質問 > 5 月 19 日の判決の言い渡しは、どのようなものになりますか？

[青木弁護士] 判決の日程は裁判所が一方的に決めて、当日も「主文」だけ読んで「理由」は読まないのが通例です。だから判決の日に出廷しなくても差し支えないのですが、なぜ主文のような結論になったのか当日判決文をもらって、そのあとのことを考えるためにも判決の日には出廷したいと思います。

< 質問 > 傍聴人の数の多さは、判決に影響しますか？

[青木弁護士] 裁判所は影響ないと言いますが、現実には世間の注目度や、傍聴人の数・メディアでの取り上げられ方による影響は大きいと思います。この裁判も途切れなく傍聴していただいて、M さん一人が孤軍奮闘しているものではないことを裁判所も実感はしていると思います。

< 質問 > 学生無年金訴訟のときと比べて、今回の裁判はどうですか？

[青木弁護士] 学生無年金訴訟は集団訴訟で、長期間の無年金障害者問題の運動の中での裁判でした。東京地

裁が勝訴した段階で、厚生労働省が給付金の制度をつくることにしたため、最高裁では敗訴しましたが実質的には勝ちました。制度の欠陥を問うという意味では同じ裁判ですが、雰囲気も違って一概には比べられません。